

国鉄総 3 1 3 号
令和 2 年 1 2 月 2 2 日

交通政策審議会
会 長 古賀 信行 様

国土交通大臣 赤羽 一嘉

交通政策審議会への諮問について

国土交通省設置法第 1 4 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項について
諮問する。

記

諮問第 3 7 1 号

東京圏における今後の地下鉄ネットワークのあり方等について
諮問理由

令和 2 年 6 月に成立した復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十六号）により、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）に規定される国が保有する東京地下鉄株式会社（以下「東京メトロ」という。）株式の売却益の復興債償還への充当期限が令和 9 年度末に設定されたことを踏まえ、当該株式の売却に先立って、その売却のあり方について検討する必要がある。

当該株式の売却のあり方の検討に当たっては、東京メトロに関するこれまでの閣議決定等との関係性から、東京圏における地下鉄ネットワークについて今日的視点から検証を行い、今後の地下鉄ネットワークのあり方について議論した上で、東京メトロが果たすべき役割及びその役割を踏まえた株式売却のあり方について議論する必要がある。

このため、上記の事項について、本審議会の御意見を賜りたく、諮問するものである。

国交政審（陸）第6号
令和2年12月22日

交通政策審議会 陸上交通分科会
分科会長 屋井 鉄雄 様

交通政策審議会
会長 古賀 信行

交通政策審議会陸上交通分科会への付託について

国土交通大臣から本審議会に対し、諮問第371号「東京圏における今後の地下鉄ネットワークのあり方等について」がありましたので、交通政策審議会運営規則第8条第1項の規定に基づき陸上交通分科会に付託します。つきましては、貴分科会において審議し、その結果を報告するようお願いいたします。

国交政審（陸）第8号
令和3年1月21日

交通政策審議会 陸上交通分科会 鉄道部会
部会長 屋井 鉄雄 様

交通政策審議会 陸上交通分科会
会長 屋井 鉄雄

交通政策審議会陸上交通分科会鉄道部会への付託について

国土交通大臣から本審議会に対し、諮問第371号「東京圏における今後の地下鉄ネットワークのあり方等について」があり、本分科会へ付託されましたので、交通政策審議会陸上交通分科会運営規則第9条第1項の規定に基づき鉄道部会に付託します。つきましては、貴部会において審議し、その結果を報告するようお願いいたします。

国交政審（陸）第9号
令和3年1月21日

交通政策審議会 陸上交通分科会 鉄道部会
東京圏における今後の地下鉄ネットワークのあり方等に関する小委員会
委員長 屋井 鉄雄 様

交通政策審議会 陸上交通分科会 鉄道部会
部会長 屋井 鉄雄

交通政策審議会陸上交通分科会鉄道部会東京圏における今後の地下鉄ネットワーク
のあり方等に関する小委員会への付託について

交通政策審議会陸上交通分科会から本部会に対し、諮問第371号「東京圏における今後の地下鉄ネットワークのあり方等について」が付託されましたので、交通政策審議会陸上交通分科会鉄道部会運営規則第1条の規定に基づき東京圏における今後の地下鉄ネットワークのあり方等に関する小委員会において審議され、その結果を報告されるようお願いいたします。